

しょうばら産学官連携推進機構
第 14 回理事会（平成 27 年度総会）

議 案 書

開催日

平成 27 年 5 月 28 日（木）

場 所

かんぽの郷庄原

しょうばら産学官連携推進機構

第14回理事会（平成27年度総会）

日時：平成27年5月28日（木） 16時30分～
場所：かんぽの郷庄原

次第

1. 開会
2. 出席者の紹介
3. 理事長（市長）挨拶 （庄原市長 木山耕三）
4. 学長挨拶 （県立広島大学 学長 中村健一）
5. 議事
 - （議案第1号）平成26年度事業報告について
 - （議案第2号）平成26年度収支決算及び会計監査報告について
 - （議案第3号）平成27年度事業計画（案）について
 - （議案第4号）平成27年度収支予算（案）について

6. その他
7. 閉会

(議案第1号)

平成26年度 事業報告

1. 理事会の開催

当機構は、平成26年5月26日に第13回理事会（平成26年度総会）を開催し、平成25年度の事業報告及び収支決算の承認、平成26年度の事業計画及び収支予算の承認を行った。

2. 庄原地域連携チームの開催

当機構の企画・運営などの協議・調整のために庄原地域連携チームを開催した。

開催日	場所	内容
平成26年5月19日	県立広島大学 庄原キャンパス	平成25年度事業報告及び平成26年度事業計画（案）についての協議・調整
平成26年11月7日	県立広島大学 庄原キャンパス	しょうばら産学官連携助成事業審査会
平成26年12月18日	県立広島大学 庄原キャンパス	平成26年度事業計画の上半期進捗状況の確認と下半期の方向性の確認

3. マッチング事業

マッチング事業とは

大学、企業、団体等が有するシーズ（知識や技術、人材、設備などの資源）の相互活用を図るために、相談や希望に応じて協力・連携先を紹介するとともに、相互調整を図ることを意図します。

当機構は、こうした取り組みの「仲介役」を担っており、大学や企業などの紹介をはじめ、その後の支援や相談対応を行っています。

(1) 実績件数 (23~25ページ マッチング一覧表参照)

対応番号	事業種別	延べ総件数 (うち26年度)	平成27年度以降 への継続事業
1	庄原市県立広島大学研究開発助成事業の対象	5 (1)	5
2	前記事業の対象外（その他の事業）	33 (8)	18
3	相談	2 (2)	-
-	学生とのマッチング	10	0
	合計	50 (11)	23

(2) 「庄原市県立広島大学研究開発助成事業」の対象事業

県立広島大学が有するシーズを活用して行う、本市の農林業をはじめとする産業振興、環境ビジネス、福祉ビジネスに関連する研究開発に対して助成し、その成果を庄原市域へ還元することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする庄原市の独自事業。（1件当たり300万円が上限）

- ① 当機構の所属職員がヒアリング委員に就任
- ② 庄原市との共催により、助成事業の報告会を実施
- ③ 研究課題に関する情報の提供及び共有

事業名	開催日	会場	備考
庄原市県立広島大学研究開発助成事業 新規分ヒアリング	平成26年5月16日	庄原市役所	1件
庄原市県立広島大学研究開発助成事業 新規分審査委員会	平成26年5月30日	庄原市役所	1件
庄原市県立広島大学研究開発助成事業 報告会	平成26年10月20日	庄原市ふれあいセンター	約80名 参加

(3) その他の事業（平成26年度の主な事業）

【マッチング事例 1】かんぽの郷庄原と県立広島大学によるかんぽの郷オリジナル商品の開発

かんぽの郷庄原を運営するサンヒルズ庄原とかんぽの郷庄原協力会、県立広島大学（武藤教授、堀田准教授、吉野准教授）で、敷地内で栽培されている柚子を使用したかんぽの郷庄原オリジナル商品の開発を進めている。これまで柚子まんじゅうを開発したが、昨年度は機能性を重視した柚子ドリンクを開発、販売に至った。今年度はさらに柚子ぽん酢の開発を進めている。

【マッチング事例 2】地元企業と原田教授による建築廃材等を使用したハウスボイラーの開発

長岡鉄工建設・平田観光農園と原田教授によって、建築廃材等を使用したハウスボイラーの開発を進めている。産業廃棄物や木材の有効活用とともに、温水を循環させることにより農産物の生産コストの削減をはかる。3月より実証実験を始めており、数年内の商品化を目指す。

【平成26年度产学研官連携完成商品一覧】

商品名	販売元	販売開始日	備考
こりやあ柚子れねえ～ジュース	株サンヒルズ庄原	平成26年4月1日	上半期のみの限定販売

【学生の研究活動の支援】

・県立広島大学の学生による「おから」、「夏いちご」、「高野りんご」を使った新商品開発・研究に関し、市内企業を紹介。専門的立場での試作品製造やマーケティング調査が実施され、「夏いちご」、「高野りんご」を使った新商品は試作にこぎ着けた。「おから」に関しては今年度も学生による研究・開発が継続される。

4. プロジェクト事業

プロジェクト事業とは

庄原市が抱えている産業振興や地域活性化、地域課題の解決にむけ、産学官連携を活かした講演会・セミナーの開催や、新規マッチング案件の創出のための事業、開発商品サポート等の取り組みを行っています。また、マッチング事業により事業化・商品化の目途がたった案件の重点的なサポートを行っています。

(1) 講演会の開催

① 平成26年度県立広島大学学術講演会（機構は共催）

日 時：平成26年11月14日（金）14：40～16：10

場 所：県立広島大学 庄原キャンパス

題 目：「謎の深海生物を探る宇宙生命の可能性」

講 師：長沼毅氏（広島大学大学院生物圏科学研究科 准教授）

参加者数：123名

② 県大座談会

「産学官連携」や「しょうばら産学官連携推進機構」、「大学」について知っていただき、親しみを持っていただくことを目的に「県大座談会」と題してイベントを行った。

日 時：平成27年3月6日（金）18:00～20:00

場 所：東城まちなか交流施設えびす

講 師：吉野准教授、三苦准教授、西川准教授、上水流講師

参加者数：18名

(2) 開発商品の啓発

現在、道の駅たかの等において、PR方法の調整を進めている。設置後は試食販売やアンケート調査等を行う。

また、平成26年度のマッチング商品の販売実績は以下の通りであり販売売上高は1,100万円を超えた。平成27年度も引き続き販売促進を支援する。

商品名	販売売上高	前年度売上高	備考
どんぐりコロコロ豚（精肉）	3,000,000円	4,000,000円	
しょうばらいろむらさきのゆめ クッキー	728,500円	831,550円	
しょうばらいろむらさきのゆめ 食パン	156,000円	250,000円	
しょうばらいろむらさきのゆめ かしわ餅	502,240円	504,000円	
ビタミンC入りジャムシリーズ	287,400円	754,900円	
焼成加工したエゴマ葉の緑茶	200,000円	250,000円	
庄原雪美人（清酒）	2,200,000円	2,200,000円	6月～2月の販売。
しょうばらいろ ちゃんぽん	520,000円	324,000円	イベント期間中のみの販売。

こりやあ柚子れねえ～まんじゅう	2,796,800円	1,659,065円	
こりやあ柚子れねえ～ジュース	284,221円	一	4月～9月の販売。
果肉入り米粉ビスケット	189,500円	64,500円	
蔵出し梅酒ケーキ	637,740円	52,500円	
合計	11,502,401 円	10,890,515 円	

注：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの実績。

(3) 学生協働プロジェクト

①どんぐりカフェの開催

日 時：平成 26 年 5 月 18 日（日）10:00～16:00

場 所：三軒茶屋

参加人数：約 50 名

内 容：産学官連携で開発された商品を使用したカフェ及び物販

②ぐるぐるマルシェの開催

日 時：平成 26 年 10 月 4 日（土）、5 日（日）10:00～16:00

場 所：まちなか空き店舗、楽笑座ほか

参加人数：約 300 名

内 容：学生有志による飲食などの出店

商店街スタンプラリー ほか

③九日市への出店（11月 9 日）

④ござれ市への出店（11月 24 日）

(4) 「庄原の逸品」・「食のまちづくり」事業

・事業所へ参加の斡旋

（機構が開発を支援した商品の出品はないものの、これまで開発等で関わった事業所は複数参加）

5. 啓発・情報事業

(1) 産学官連携の啓発・情報収集及び提供

- ① インターネットを活用し、当機構の情報を発信するとともに、多様な情報の収集を行うため、Facebookページを開設

HP : <http://www.shobara-sangakukan.com/>

Facebookページ : <https://www.facebook.com/shobara.sangakukan>

- ② ホームページを有効活用するためにリニューアル

- ③ 関係機関・団体との連携強化による情報収集及び情報交換の実施

- ④ 県内外のコーディネーターと連絡会議を組織し、情報交換などを実施

- ⑤ 三次イノベーション会議との連携

事業名	日時	場所	備考
第3回ワーキンググループ会議	平成26年12月9日（火） 14:30～16:00	三次市生涯学習センター	
第4回ワーキンググループ会議	平成27年1月29日（木） 13:30～14:30	三次ふれあい会館	
何でもサロン	平成27年1月29日（木） 15:00～17:00	三次ふれあい会館	市内2事業所参加
第15回みよし産学官連携セミナー	平成27年3月19日（木） 15:00～17:50	三次ロイヤルホテル	

三次イノベーション会議とは

三次イノベーション会議は、産業界、大学、行政および地域社会等の連携を強化することにより、大学の有する研究成果、機能等を活用し、活力ある地域への再生に貢献することを目的に平成16年に組織したもので、産学官連携による各種取組を推進している。（構成団体：三次市・三次商工会議所・県立広島大学・三次広域商工会）

6. 連携助成事業

（1）産学官連携による研究開発及び地域課題解決研究等への助成

1件の申請（河川環境調査を行い、河川生態系の実情を把握する為の事業）があり、審査の結果、本機構の交付要綱の目的に照らし、不適当と判断し不採択とした。

7. その他

（1）県立広島大学庄原地域連携センター運営委員会への参画

（2）JICA研修（南東欧、中南米）の講師

開催日	会場	備考
平成26年6月12日	庄原市役所	10名参加
平成26年11月13日	庄原市役所	8名参加

（3）県立広島大学が実施した「言語文化生涯学習講座」への共催

開催日	会場	備考
平成27年3月2日	県立広島大学 CALL教室	11名参加
平成27年3月3日	県立広島大学 CALL教室	13名参加
平成27年3月4日	県立広島大学 CALL教室	8名参加
平成27年3月5日	県立広島大学 CALL教室	12名参加

(4) 広島県立三次高校での講演

日 時：平成26年11月7日（金）17:00～18:30

場 所：広島県立三次高校

題 目：『中山間地域における買い物支援社会実験』の取り組みについて」

参加者数：13名（県立広島大学進学希望者）

(5) 広島県立東城高校での講演

日 時：平成27年3月13日（金）15:45～16:45

場 所：広島県立東城高校

題 目：「地域活性化のために私たちができること」

参加者数：12名（生徒会）

(6) 「廃校ノスタルジアin庄原」の企画・運営への協力

日 時：平成27年3月29日（日）10:00～15:00

場 所：田川小学校

来場者数：約1600名

(議案第2号)

平成26年度 収支決算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

<収入の部>

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備 考
1 負担金			4,160,000	4,160,000	
	1 負担金		4,160,000	4,160,000	
		1 庄原市	2,000,000	2,000,000	
		2 庄原商工会議所	2,000,000	2,000,000	
		3 県立広島大学	50,000	50,000	
		4 庄原農業協同組合	50,000	50,000	
		5 備北商工会	30,000	30,000	
		6 東城町商工会	30,000	30,000	
2 雑収入			159,000	150,531	
	1 雑収入		159,000	150,531	
		1 雑収入	159,000	150,531	預金利息、懇親会参加費
3 繰越金			1,321,000	1,321,776	
	1 繰越金		1,321,000	1,321,776	
		1 繰越金	1,321,000	1,321,776	平成25年度より繰越
		収入合計	5,640,000	5,632,307	

<支出の部>

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	備 考
1 事務局費			3,650,000	3,370,045	
	1 事務局費		3,650,000	3,370,045	
		1 事務局員費	3,000,000	2,972,794	人件費(給与・賞与・福利厚生・超勤手当)
		2 消耗品費	90,000	76,577	文房具・用紙・インクほか
		3 通信費	50,000	24,252	電話・郵送・宅急便
		4 会議費	280,000	213,124	理事会ほか
		5 備品購入費	110,000	55,112	ロッカーほか
		6 研究・研修費	100,000	21,932	
		7 雑費	20,000	6,254	レタックス代
2 事業費			1,980,000	363,192	
	1 事業費		1,980,000	363,192	
		1 マッチング事業費	500,000	131,695	マッチング事業2,957、旅費128,738
		2 プロジェクト事業費	800,000	154,544	(1) 講演会の開催 (2) 学生プロジェクト
		3 啓発・情報事業費	280,000	76,953	ドメイン更新、レンタルサーバー、新聞、情報発信・収集ほか
		4 助成金	400,000	0	
3 予備費			10,000	0	
	1 予備費		10,000	0	
		1 予備費	10,000	0	
		支出合計	5,640,000	3,733,237	
		差引			
		差引残高	1,899,070		平成27年度に繰越。

監 査 報 告 書

しょうばら産学官連携推進機構の平成 26 年度会計について、関係書類を照合し監査を行った結果、予算の執行は適正であり、その結果についても正確に処理されていることを認めます。

平成 27 年 5 月 26 日

監 事 佐竹 秀治 印

平成27年度 事業計画（案）

I 基本方針

1. 現状と課題の概要

庄原市は合併後10年を経過したが、中山間地域の固有課題をはじめ、多様な問題を抱えている。

また、昨年度は地方創生関連2法案が可決されたが、その内容は、地方自治体が地域課題に対して主体的に取り組んだ場合、国が支援するというものであり、地方自治体が自ら考え、責任を持って取り組む必要がある。加えて、消費税増税の地方経済への影響は大きく、地域活力や地域経済の底上げが急務となっている。

当機構は、平成15年4月に「大学の有する研究成果・研究機能等の活用を前提に、産業界、大学、行政等が連携し、産業振興や地域活性化をめざす組織」として発足した。以後、大学と企業等のマッチング事業をはじめ、人材育成や交流促進を意図したプロジェクト事業などを実施し、実績及び一定の成果を得たところであるが、引き続き、設置目的の実現に向けた効果的な取り組みが要請されている。

2. 事業方針

発足から12年を経過し、組織の定着とともに当機構の果たすべき役割は、一層、重要となっている。一方、時代の変化とともに従来どおりの事業では効果が限られると想定され、地域課題への柔軟かつ革新的な対応、そして挑戦が求められている。

本年度は、昨年度同様マッチング事業を重点的に進めるとともに、金融機関との連携を強化し、より成果の創出を意識した事業展開を図る。さらに、学生の力に着目し、それを地域課題解決に活かすため、マッチング事業及びプロジェクト事業において学生との連携を強化する。

プロジェクト事業では、新たなマッチングに繋げるため企業と大学の接点を創出することを目的とした事業を実施する。

商品開発においては、「求められる商品」を開発するため庄原市の行う「庄原の逸品」・「食のまちづくり」事業との連携を図る。また、当機構の取り組みによって開発された商品を地域に根付かせ販売に繋げるため、消費者を対象に親しみやすいPR活動を行う。

II 事業計画

本年度の事業方針に沿って、次の事業に取り組む。

1. マッチング事業

(1) 「庄原市県立広島大学研究開発助成事業」の対象事業

- ・成果品の活用検討
- ・継続事業への支援

事業名	担当教員	マッチングの相手	内容
「しょうばら七色（なないろ）」商品の開発	吉野准教授	米麦工房 21 めぐみ 県民の森 ほか	紫黒米糖化液、ひばごんねぎ、夏秋いちごなどの庄原市特産品を用いた「しょうばら七色（なないろ）」商品の開発
超音波による新規害獣忌避装置の開発	三苦准教授	長岡鉄工建設 ほか	害獣、特にイノシシに効果のある超音波忌避装置の開発
庄原市の環境を活かした生ハム製造と販売に向けた調査研究	村田准教授	庄原商工会議所 ほか	どんぐりコロコロ豚を用いた長期熟成ハムの開発及びどんぐりコロコロ豚の飼養頭数増加
庄原市域に産する希少山野草の保護増殖に関する研究	入船教授	備北丘陵公園	1. 庄原市域に産する稀少植物（ヒゴタイ）の組織培養による増殖法の確立 2. 増殖した稀少植物の丘陵公園での栽培展示 3. 希少植物を介した地域との連携
亜／超臨界流体によるサーモスイッティング式 POPs 分解装置の開発	三苦准教授	福軸商工	POPs 及び重金属による汚染土壤の「オンサイト」かつ「同時」処理が可能な新技術の開発
タルク（天然鉱物）を利用した廃水浄化装置の開発	江頭教授	長岡鉄工建設	タルク（天然鉱物）を利用した廃水浄化装置の開発

(2) 学生との連携事業

- ・学生と事業所、各種団体との橋渡し

(3) 金融機関との連携強化

- ・金融機関と連携しての企業訪問や研究室訪問の実施

(4) その他の事業

- ・事業改善や新規事業開発のためのマッチング活動、各種依頼への対応
- ・マッチング事業に関する情報収集・及び情報交換
- ・スキルアップのための研修や会議への参加

- ・県立広島大学をはじめとする学生の研究活動及び地域連携への支援

2. プロジェクト事業

(1) 講演会の開催

大学が所在する本市の優位性を地域課題の解決や地域経済の活性化に活用するため、「多様な大学シーズを知つてもらう視点」を持ちつつ産業振興や地域課題解決などに関する講演会を実施する。また、当機構の構成団体との共催で、大学の教員による専門的な講義を事業者・一般市民に受講してもらうと同時に、大学のシーズを知つてもらい、また、大学に親しみをもつてもらう目的で事業を実施する。加えて、実務者向けセミナー等新たな取り組みにも挑戦する。

(2) 開発商品の調査・PR

当機構が関与して開発・製造された商品について、道の駅等でのPR・販売促進の取り組みを強化する。また、アンケート調査等の実施により販売状況を調査する。

加えて、消費者を対象にPR活動を行い、商品を地域に根付かせる取り組みを実施する。

(3) 学生協働プロジェクト

学生の発想力を最大限に引き出し地域課題の解決を図る。実際の事業の企画・運営は学生主体で行い、必要に応じて支援する。

3. 連携助成事業

(1) 産学官連携による研究開発及び地域課題解決研究等への助成

当機構の設置目的等に照らし、適当と判断される事業を選考して助成を行う。

4. 啓発・情報事業

(1) 産学官連携の啓発・情報収集及び提供

- ① インターネットを活用し、当機構の情報を発信するとともに関係分野の情報収集を行う。
HP : <http://www.shobara-sangakukan.com/>
Facebookページ : <https://www.facebook.com/shobara.sangakukan>
- ② 当機構のPR用チラシを作成し、講演会等の際に配布する。
- ③ 関係機関・団体との情報交換及び連携の強化に務める。
- ④ 県内外のコーディネーター連絡会議に出席し、積極的な情報交換などを行う。
- ⑤ メールマガジンにて情報発信を行う。
- ⑥ 三次イノベーション会議との連携を図る。

(議案第4号)

平成27年度 収支予算書(案)

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

<収入の部>

(単位:千円)

款	項	目	H26年度予算額	H27年度予算額	備 考
1 負担金			4,160	4,160	
	1 負担金		4,160	4,160	
		1 庄原市	2,000	2,000	
		2 庄原商工会議所	2,000	2,000	
		3 県立広島大学	50	50	
		4 庄原農業協同組合	50	50	
		5 備北商工会	30	30	
		6 東城町商工会	30	30	
2 雑収入			159	161	
	1 雑収入		159	161	
		1 雑収入	159	161	預金利息、懇親会参加費
3 繰越金			1,321	1,899	
	1 繰越金		1,321	1,899	
		1 繰越金	1,321	1,899	平成26年度より繰越
		収入合計	5,640	6,220	

<支出の部>

(単位:千円)

款	項	目	H26年度予算額	H27年度予算額	備 考
1 事務局費			3,650	4,060	
	1 事務局費		3,650	4,060	
		1 事務局員費	3,000	3,200	人件費(給与・福利厚生・超勤手当)
		2 消耗品費	90	110	文房具・用紙・インクほか
		3 通信費	50	50	電話、郵送、宅急便
		4 会議費	280	280	理事会ほか
		5 備品購入費	110	350	プロジェクター
		6 研究・研修費	100	50	
		7 雑費	20	20	
2 事業費			1,980	2,140	
	1 事業費		1,980	2,140	
		1 マッチング事業費	500	400	マッチング事業、旅費
		2 プロジェクト事業費	800	1,100	(1) 講演会開催 (2) 開発商品調査 (3) 学生協働プロジェクト ほか
		3 啓発・情報事業費	280	240	広報、レンタルサーバー、メルマガほか
		4 助成金	400	400	連携助成事業
3 予備費			10	20	
	1 予備費		10	20	
		1 予備費	10	20	
		支出合計	5,640	6,220	

平成27年度 しょうばら産学官連携推進機構 役員等名簿

	役職名	現職	氏名	新規備考
理事会	理事長	庄原市市	長木山耕三	第5号
	副理事長	庄原商工会議所会	頭長岡廣樹	第1号
	副理事長	県立広島大学理事長・学長	中村健一	第4号
	理事	庄原商工会議所副会	頭佐々木満	第1号
	理事	庄原商工会議所副会	頭土井幹雄	第1号
	理事	庄原商工会議所専務理事	畠江勝	第1号
	理事	備北商工会	長石川芳秀	第2号
	理事	東城町商工会	長後藤茂行	● 第2号
	理事	庄原農業協同組合代表理事組合	長片島一平	第3号
	理事	県立広島大学副学長	原田俊英	● 第4号
	理事	県立広島大学地域連携センター長	市村匠	● 第4号
	理事	県立広島大学生命環境学部長	奥尚	● 第4号
	理事	県立広島大学生命環境学部生命科学科長	五味正志	● 第6号
	理事	県立広島大学生命環境学部環境科学科長	原田浩幸	第6号
	理事	県立広島大学広島地域連携センター長	市村匠	第4号
	理事	県立広島大学三原地域連携センター長	中谷隆	● 第4号
	理事	県立広島大学庄原地域連携センター長	西村和之	第4号
	理事	県立広島大学生命環境学部教授	入船浩平	● 第6号
	理事	広島県立大学名誉教授	野原建一	第6号
	理事	県立広島大学庄原キャンパス事務部長	西田義則	第4号
	理事	庄原市副市長	矢吹有司	第5号
	理事	庄原市副市長	長神宮祥司	第5号

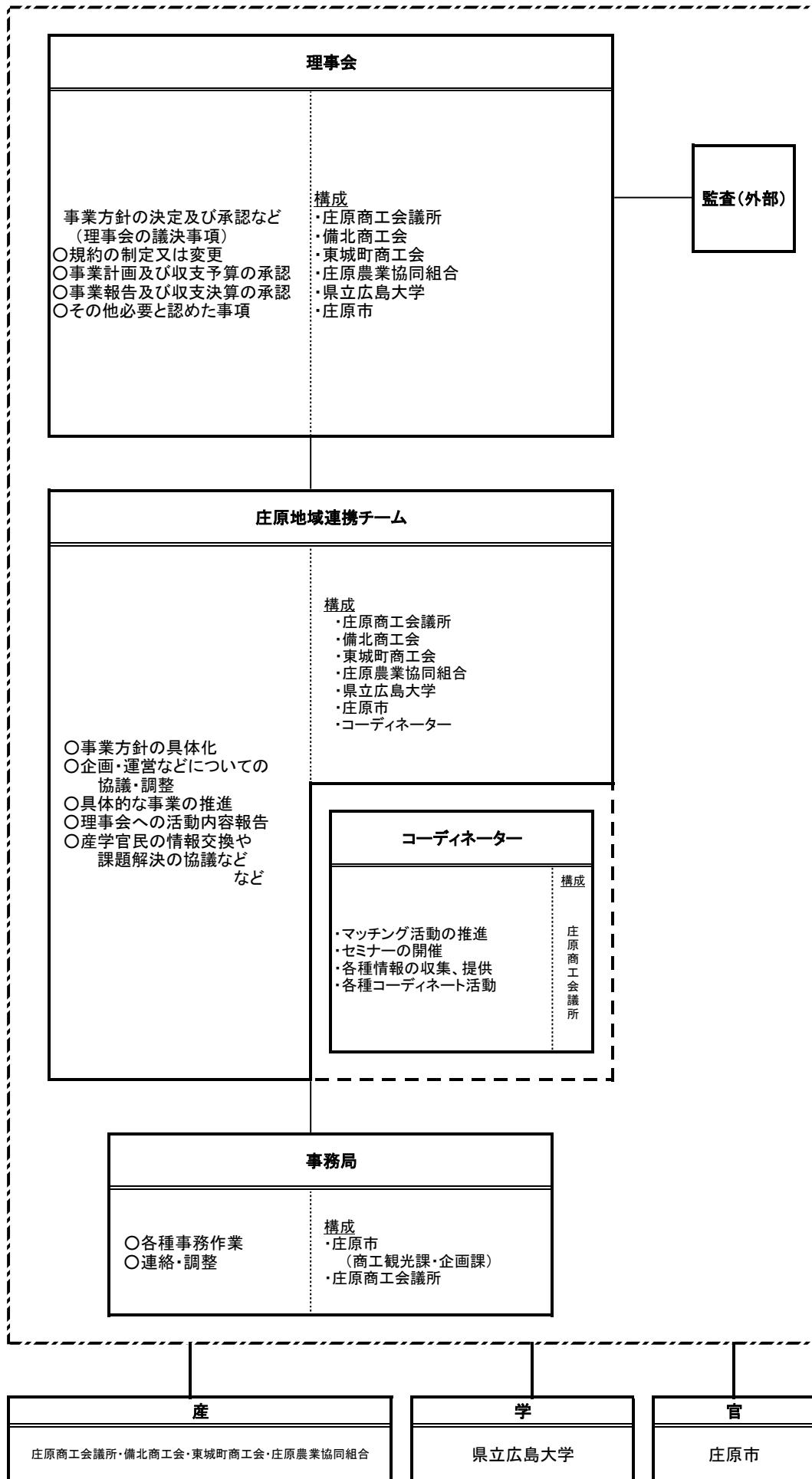
監事	庄原商工会議所監	事佐竹秀治
----	----------	-------

コーディネーター	庄原商工会議所	主事(産学官・地域連携事業担当)	仲正人
----------	---------	------------------	-----

庄原地域連携チーム	チーフ	県立広島大学庄原地域連携センター長	西村和之
	メンバー	庄原商工会議所事務局長	栗部秀道
	メンバー	備北商工会事務局長	若林寛治
	メンバー	東城町商工会事務局長	藤原富雄
	メンバー	庄原農業協同組合営農振興課長	山本喜信
	メンバー	県立広島大学庄原地域連携センター准教授	上水流久彦
	メンバー	庄原市企画課長	兼森博夫
	メンバー	庄原市商工観光課長	寺元豊樹
	メンバー	じょうばら産学官連携推進機構コーディネーター	仲正人
必要に応じて、産業界、大学、行政等からメンバーを追加する。			

事務局	事務局長	庄原市商工観光課長	寺元豊樹
	事務局次長	庄原商工会議所事務局長	栗部秀道
	事務局次長	庄原市企画課長	兼森博夫
	事務局員	庄原市商工観光課商工振興係長	中村雅文
	事務局員	庄原市企画課政策推進係長	中田博章
	事務局員	庄原商工会議所主事(産学官・地域連携事業担当)	仲正人

しょうばら産学官連携推進機構 組織図



しょうばら産学官連携推進機構 規約（改正後全文）

（設置の目的）

第1条 産業の振興や地域の活性化等が求められている状況の中で、大学の有する研究資源等を活用して、産業界、大学、行政、地域社会等の連携を強化し、活力ある地域を創造していくための組織を置く。

（名称）

第2条 組織の名称は、しょうばら産学官連携推進機構（以下「機構」という。）とする。

（事業）

第3条 機構は、第1条の目的を達成するために必要な事業を行う。

（構成）

第4条 機構は、庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会、庄原農業協同組合、公立大学法人県立広島大学（以下「県立広島大学」という。）及び庄原市で構成する。

2 理事は、次の者をもって充てる。

- (1) 庄原商工会議所の会頭、副会頭及び専務理事
- (2) 備北商工会会長及び東城町商工会会長
- (3) 庄原農業協同組合の代表理事組合長
- (4) 県立広島大学の学長、副学長（地域連携担当）、庄原キャンパス事務部長、生命環境学部長、地域連携センター長、広島地域連携センター長、三原地域連携センター長及び庄原地域連携センター長
- (5) 庄原市長、庄原市事務担当副市長及び庄原市事業担当副市長
- (6) 理事会が特に必要と認め、承認した者

（理事長及び副理事長）

第5条 理事長及び副理事長は、理事の中から互選し、理事長は、機構を代表する。副理事長は、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（理事会）

第6条 機構に、機構の運営等について審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

（理事会の議決事項）

第7条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定又は変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) その他必要と認めた事項

（庄原地域連携チーム）

第8条 機構に、機構の企画・運営等について協議・調整するため、また具体的な事業を推進していくため、メンバーをもって庄原地域連携チームを置き、適時開催する。

2 メンバーは、理事長が委嘱する。

（監事）

第9条 機構に、監事を置き、監事は理事長が指名する。

（コーディネータ）

第10条 機構に、専任のコーディネータを置く。（庄原商工会議所の職員をもって充てる。）

（会計）

第11条 機構の経費は、庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会、庄原農業協同組合、県立広島大学及び庄原市の負担金その他の収入をもって充てる。

2 機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第12条 機構の事務を処理するため、機構に事務局を置く。

2 事務局は、庄原市内に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、庄原商工会議所及び庄原市の職員をもって充てる。

（委任）

第13条 この規約に定めるもののほか、機構の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年4月23日から施行する。

しょうばら産学官連携推進機構 規約（改正後全文）

附 則

この規約は、平成 17 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

しょうばら産学官連携助成事業要項

(目的)

第1条 この要項は、産学官の連携による経営改善や新事業の開発、新産業の創出、地域課題の研究等に要する経費の一部を助成する事業を行うことにより、庄原市における産学官連携の推進を図り、もって地域産業経済の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第2条 しょうばら産学官連携推進機構（以下「機構」という。）は、第1条の目的を達成するために必要な事業を行う。

2 当該助成事業の対象となるものは、庄原市内に住所のある事業所若しくは個人が、県立広島大学その他の大学又は研究機関と連携した事業活動とする。

(交付申請)

第3条 当該助成事業による助成金の交付を受けようとするものは、機構が指定する申請書に必要な資料を添えて、機構に提出する。

(交付決定)

第4条 機構は、前条の申請書を受理したときは、庄原地域連携チームが内容を審査し、理事長が適当と認めた場合は、交付を決定するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、原則として、1件当たり20万円とし、予算の範囲内で、機構が決定する。ただし、事業費が20万円に満たない場合は、助成金の額は、その額とする。

(期間)

第6条 当該助成事業による助成金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が実施する事業等の期間は、交付決定日から1年以内とする。

(実績報告書)

第7条 交付決定者は、当該助成事業が完成したときは、速やかに実績報告書を機構に提出するものとする。

(帳簿等)

第 8 条 交付決定者は、当該助成事業の実施に関し、必要な事業記録簿、金銭出納簿等の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備しておかなければならぬ。

(報 告)

第 9 条 当該助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を機構に報告し、指示を受けなければならぬ。

(補助金の返還)

第 10 条 機構は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 事業を中止し、又は機構において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
- (3) 事業の実施について不正の行為が認められるとき。

(委 任)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 16 年 5 月 20 日から施行する。

平成 19 年 5 月 14 日 改正

平成 22 年 6 月 15 日 改正

新旧要項対照表

旧条文	新条文
(事業名) <u>庄原地域産学官連携研究助成事業</u>	(事業名) <u>しょうばら産学官連携助成事業</u>
(目的) 第1条 この要項は、産学官の連携による経営改善や新事業の開発、新事業の創出、地域課題の研究等に要する経費の一部を助成する事業を行うことにより、 <u>庄原地域</u> における産学官連携の推進を図り、もって地域産業経済の活性化に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この要項は、産学官の連携による経営改善や新事業の開発、新事業の創出、地域課題の研究等に要する経費の一部を助成する事業を行うことにより、 <u>庄原市</u> における産学官連携の推進を図り、もって地域産業経済の活性化に資することを目的とする。
(事業) 第2条 2 当該助成事業の対象となるものは、庄原市内に住所のある事業所若しくは個人が、広島県立大学その他の大学又は研究機関と連携した <u>調査研究活動</u> とする。	(事業) 第2条 2 当該助成事業の対象となるものは、庄原市内に住所のある事業所若しくは個人が、県立広島大学その他の大学又は研究機関と連携した <u>事業活動</u> とする。
(交付決定) 第4条 機構は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適當と認めた場合は、交付を決定するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。	(交付決定) 第4条 機構は、前条の申請書を受理したときは、 <u>庄原地域連携チーム</u> が内容を審査し、 <u>理事長</u> が適當と認めた場合は、交付を決定するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。
(期間) 第6条 当該助成事業による助成金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が実施する研究等の期間	(期間) 第6条 当該助成事業による助成金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が実施する事業等の期間

は、交付決定日から 1 年以内とする。 は、交付決定日から 1 年以内とする。

平成 22 年 月 日 改正